

保育ルームぞうさんのいえ新館重要事項説明書

小規模保育事業設置者の表示

| | |
|---------|--------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 大地会 |
| 代表者氏名 | 理事長 佐藤 秀一 |
| 法人の所在地 | 埼玉県さいたま市緑区美園6-7-18 |
| 法人の電話番号 | 048-753-9883 |
| 事業内容 | 認可保育所及び小規模認可保育所の運営 |

(1) 事業の目的及び運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 社会福祉法人大地会の設置する 保育ルームぞうさんのいえ新館は小規模保育事業B型として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格・個性を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 |

(2) 提供する保育の内容

| 1 小規模保育事業所「保育ルームぞうさんのいえ新館」の概要 | |
|-------------------------------|--|
| 名称 | 保育ルーム ぞうさんのいえ新館 |
| 所在地 | さいたま市緑区東浦和2-48-3 1F |
| 認可年月日 | 平成30年4月1日 |
| 電話番号 | 048-874-7800 |
| FAX番号 | 048-767-3434 |
| メールアドレス | zousandaichi@gmail.com |
| 施設長氏名 | 山田 るみ |
| 入所定員(年齢別) | 「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり |
| 職員数 | 「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり |
| 取扱う保育事業 | 障害児保育、延長保育、幼児教育等 |
| 自己評価の概要 | 職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。 |
| 第三者評価の概要 | 5年に1回実施を予定しています。 |
| 職員研修実施状況 | さいたま市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施 年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。 |
| 嘱託医 | 舟田クリニック(小児科) みねぎし歯科クリニック(歯科) |

| 2 保育事業所の概要 | |
|------------|---|
| 敷 地 | 面積 355.46 m ² |
| 建 物 | 鉄骨・木造 地上3階建て1階部分 延べ床面積 68, 85 m ² |
| 施設の内容 | 乳児室・ほふく室 1 室 面積 11 m ² 調理室 3, 76 m ² |
| | 保育室・遊戯室 1 室 面積 45, 58 m ² トイレ・洗面所 3, 87 m ² |
| | 幼児用トイレ 1 個 面積 1, 26 m ² 更衣室 4, 56 m ² |
| 設備の種類 | 冷暖房、児童用トイレ |
| 安全対策 | 事故発生防止委員会を年3回開催及び職員定期研修(6月・12月)の実施 |
| | 乳幼児賠償責任保険加入 保険会社名 あいおいニッセイ同和損保 |
| そ の 他 | 屋外遊戯場の代替場所 井沼方公園 徒歩3分 |

| 3 連携施設 | | | | | |
|----------------|---------|--------------|---------|---------|----------|
| | 保育内容の支援 | 卒園児の受け入れ(人数) | 代替保育の支援 | 職員研修の協力 | 給食に関する支援 |
| 保育園大きなぞうさん浦和中尾 | ○ | ○(2名) | ○ | ○ | ○ |
| ステラさいたま大門保育園 | ○ | ○(1名) | / | ○ | ○ |
| 浦和メープル保育園 | / | ○(1名) | / | / | / |
| 向こころ保育園 | / | ○(1名) | / | / | / |
| 浦和明の星幼稚園 | / | ○(2名) | / | / | / |
| あかつき幼稚園 | / | ○(1名) | / | / | / |
| きぞろ幼稚園 | ○ | ○(2名) | ○ | / | / |
| 北川口幼稚園 | / | ○(1名) | / | / | / |

| 4 年間保育計画 | |
|----------------|--|
| 組・グループ | 保 育 計 画 |
| 0歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 愛情豊かな保育者の受容により、信頼関係の基礎を培う。 生活リズムを安定させ、生理的欲求を満たして生命の保持と情緒の安定を図る。 発達に応じた適切な援助により、離乳、運動機能の発達、発語の意欲を育む。 |
| 1歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 保育者に見守られながら過ごす中で、安心して自分の気持ちを表す。 自分からやりたいという気持ちや好奇心が芽生える。 安心できる環境の中で、全身を動かして色々な遊びを楽しみ、周囲や友達への興味・関心を広げる。 |
| 2歳児 | <ul style="list-style-type: none"> 欲求を適切に満たされ、生命の保持と情緒の安定が図られる。 言葉をやり取りし、友達と関わって遊ぶことを楽しむ。 保育者との安定した関わりの中で、生活に必要な身の回りのことを自分でしようとする。 |
| その他 (年間行事等) | プール開き・すいか割り・消防署見学・ハロウィン・親子遠足・クリスマス会・節分集会・成長を祝う会 ※他 毎月の身体測定・避難訓練、季節や行事ごとの制作があります。 |

5 主な1日の保育スケジュール

| 時 間 | |
|-----|---|
| 0歳児 | 7時30分～9時30分 順次登園 9時30分～10時 午前おやつ・朝の会 10時～月齢により戸外活動・午前寝 11時15分 昼食・授乳(月齢のよる。) 12時30分 午睡 15時 午後おやつ・帰りの会 16時30分～18時30分 室内遊び・順次降園 (必要に応じて授乳) |
| 1歳児 | 1歳・2歳同様 |
| 2歳児 | 7時30分～9時30分 順次登園 9時30分 午前おやつ・朝の会 10時～ 主活動 11時30分～ 昼食 12時30分～15時 午睡 15時30分 午後おやつ・帰りの会 16時～18時30分 室内遊び・順次降園 |

6 食事の提供について

| | |
|------------|---|
| 昼食・おやつ・捕食 | <ul style="list-style-type: none"> 毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。 |
| アレルギー等への対応 | 給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。(例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など |
| 衛生管理等 | <ul style="list-style-type: none"> 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。 |

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職 種 | | 常勤職員 | 非常勤職員 | 備考(例) |
|-----------|----------|------|-------|--------------------------------------|
| 保育に従事する職員 | 施設長(保育士) | 1人 | | 保育運営責任者です。 |
| | 保育士 | 3人 | 3人 | 保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を1名含みます。 |
| | 保育従事者 | 1人 | 3人 | 厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。 |
| | 保育補助者 | 0人 | 1人 | 充足職員の他に追加配置している保育従事者です。 |
| | 調理員 | 0人 | 3人 | 責任者は当園の献立作成をしています。 |
| | 事務員 | 0人 | 1人 | 施設設置者が事務長として従事しています。 |

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

| | |
|-------------|---|
| 開 所 日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開 所 時 間 | 月～土 7時30分～19時まで |
| 保 育 標 準 時 間 | 月～土 7時30分～18時30分まで |
| 保 育 短 時 間 | 月～土 8時30分～16時30分まで |
| うち時間外保育時間 | 標準時間 18時30分～19時 短時間 7時30分～8時30分・16時30分～19時 |
| 休 所 日 | 日曜日・祝祭日・年末年始 |

土曜日は保育ルームぞうさんのいえ本館と新館で、以下の協定内容に沿って共同保育を行いません。

土曜の共同保育に関する協定書

保育ルームぞうさんのいえ本館と新館は、実施保育施設を本館、依頼保育施設を新館として土曜の共同保育に関してここに協定を結ぶものとする。協定内容は以下に示す通りとする。

(開所時間)

開所時間は平日7:30～19:00までの11, 5時間とする。

(年間保育計画)

年間保育計画については、本館・新館とも経営母体が同一であり保育の理念や方針も一緒であることから、共通のものは定められている。よって本館で従来定められているものをそのまま引用するものとする。

(職員配置)

職員配置は土曜日に恒常的に出席する園児の状況から、依頼施設である新館の職員を最低1名を含める原則3名の保育士または保育従事者とする。

(緊急時の対応)

依頼施設である新館は実施施設である本館に出席園児の緊急連絡先を引き継ぐとともに、災害時は「コドモン」から保護者へ一斉メールを送信するものとする。

(苦情対応)

本館・新館とも同一の経営母体のため、苦情対応は本館に従来定められている体制で行うものとする。

共同保育の実施施設 : 保育ルームぞうさんのいえ本館(さいたま市緑区東浦和2-48-3 1F / 048-876-1008)

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市保育料徴収基準によります。

令和4年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表

| 各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額(単位:円/月) | |
|----------------------|---|-----------------------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯 | 0 | 0 |
| 第2 | 第1階層を除き、前年度市民税(9月以降は当該年度市民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市民税非課税世帯 | 0 |
| 第3 | | 市民税均等割額のみ世帯 | 8,000 |
| 第4 | | 48,600円未満 | 10,000 |
| 第5 | | 48,600円以上 63,900円未満 | 12,500 |
| 第6 | | 63,900円以上 97,000円未満 | 19,500 |
| 第7 | | 97,000円以上 137,600円未満 | 33,000 |
| 第8 | | 137,600円以上 169,000円未満 | 44,000 |
| 第9 | | 169,000円以上 301,000円未満 | 55,000 |
| 第10 | | 301,000円以上 397,000円未満 | 60,000 |
| 第11 | | 397,000円以上 | 72,800 |

※ 保育材料(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含みます。

2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領(法定代理受領)することになりますが、受領した月日、受領額を翌月10日までに利用者に文書で通知します。

3 上記のほか、保護者に負担していただくものは

布団リース代 月額484円
カラー帽子代 1個1330円

4 自主事業(付帯サービス)の利用料金(例)

- ・ 時間外保育=月極保育以外に時間単位での保育を行っています。
料金は30分当たり300円または1ヶ月3,000円(標準時間認定のみ対象)です。

5 上記2~4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 支払は以下の方法でお願いします。

- ・ コドモンによる口座振替

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

| 歳児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 定員 | 3人 | 8人 | 8人 | 19人 |

(7) 小規模保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

| | |
|-----------|---|
| 利用開始時について | お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。 |
| 利用終了について | 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当保育ルームぞうさんのいえ新館の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となつてから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。 |

2 利用に当たっての留意事項

| | |
|-----------------------|--|
| 欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合 | 当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻または8:30のどちらか早い方までにご連絡をお願いします。 |
| お迎えが遅れる場合 | お迎えが遅れる場合は、お迎え予定時刻までにご連絡をお願いします。 |
| 毎朝の体温等の確認 | 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 |
| 感染症について | インフルエンザ・麻疹(はしか)・風疹・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。 |
| 発熱のある場合について | 熱が37.5度以上ある場合は、登園できません。 |
| 投薬について | まずは保育園に通っていることを医師に伝え、朝・晩や朝・夕・就寝前などご家庭で服用できるようにご相談下さい。その上で医師の指示により園での(お昼の)投薬が必要な場合は保護者の方が記入する「投薬依頼書」と薬剤師から説明の際に渡される「投薬内容情報提供用紙」の写しを添付のうえ、お薬と一緒に職員にお渡し下さい。塗り薬をお預けになる場合は与薬依頼書に塗布する部位を明記して下さい。 |
| 入園時に用意するもの | 別頁のとおり |
| 毎日持参するもの | 別頁のとおり |

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

| | | |
|---------|----------------------|-----------------|
| 嘱託医 | 医療機関 舟田クリニック | 担当医師 舟田 隆 院長 |
| | 所在地 さいたま市緑区東浦和5-13-2 | 電話048-875-2211 |
| 消防署(救急) | 管轄消防署名 さいたま市緑消防署 | |
| | 所在地 さいたま市緑区大間木472 | 電話048-873-0119 |
| 警察署 | 管轄警察署名 浦和東警察署 | |
| | 所在地 さいたま市緑区東浦和7-42-1 | 電話 048-712-0110 |

(9) 非常災害対策

| | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------|-------------|
| 消防計画作成 (変更) 届出書 | さいたま市緑消防署 | | |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。 | | |
| 防災設備 | 煙感知器・誘導灯 | | |
| 避難場所 | 第1避難場所 | 馬堤公園 | 第2避難場所 向小学校 |

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 保育ルームぞうさんのいえの取組)

- 1 保育ルームぞうさんのいえ の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

1 保護者会について

保護者の方に保育に入っていただき、保育園でのお子さまの様子や生活ぶりを知っていただく保育参加を行っています。公園遊びやプール活動にも加わっていただき、給食も召し上がっていただきます。5月～12月の間の月～金曜日(行事の日は除く)でご希望の日を職員までお申し出下さい。*この日は保育参加終了後、お子さまも一緒にお帰りとなります。

2 健康診断等について

| | | |
|------|--------|---|
| 健康診断 | 0歳児 | 毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、結果記録用紙に記載します。 |
| | 1歳・2歳児 | 毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、結果記録用紙に記載します。 |
| | 全職員 | 当施設の職員は、毎年11月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障ないことを確認しております。 |
| 身体測定 | 全乳幼児 | 毎月月初めに身長・体重測定を行います。結果については、記録表及び連絡帳に記載します。 |

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

3 賠償責任保険の加入

| | | |
|-------|-------------|---|
| 1事故 | 100,000,000 | 円 |
| 1名につき | 10,000,000 | 円 |

4 福祉サービス苦情解決制度

| | | |
|------------------------------|----|------------------------------|
| 苦情解決責任者 山田るみ (施設長) | 電話 | 048-874-7800(保育ルームぞうさんのいえ新館) |
| 苦情受付担当者 千葉実咲 (主任) | 電話 | 048-874-7800(保育ルームぞうさんのいえ新館) |
| 第三者委員 山下久司 (社会福祉法人自然会理事長) | 電話 | 048-829-7739(保育園ナチュラル) |
| 第三者委員 高水喜一 (社会福祉法人みらい高翔会理事長) | 電話 | 090-2520-7193 |